

## 農業法人支援事業内容

◆町内に農業法人を設立又は規模拡大する者に対して補助金を交付し、本町農業の振興と雇用の増大を図る。

対象者の要件		内 容
法 人	従 業 員 数	
<p style="text-align: center;">町内農業法人</p> <p>町内に法人を設立する若しくは町内既存の法人が規模拡大に伴い、新規で3名以上の町内居住者を雇用すること</p>	<p style="text-align: center;">町内居住者3人以上</p> <p>※3年間で段階的な雇用条件を設定                      ①1年目:1人以上                      ②2年目:2人以上                      ③3年目:3人以上</p>	<p>① 雇用促進補助金                      町内に居住する新規雇用者(1年以上の継続して雇用するもの)に限る。※社会保険加入者の社会保険事業主負担額分を補助                      ※指定法人認定後5年間。ただし、1年ごとの実績に応じて増加した対象者分の補助金申請を行う。</p> <p>② 農業施設等導入補助金                      事業に必要な当該法人所有の事務所、施設、機械等の整備に要する経費の50%、各年1,000万円以内を限度とし5年間補助                      ※指定法人認定後5年間、年度ごとの実績に応じて補助金申請を行う。</p> <p>③ 事務所等賃借料補助金                      事業に必要な事務所等を賃借した場合、賃借料の50%、限度額180万円まで補助                      ※指定法人認定後、事務所等を賃借した際に12月分の補助金申請を行う。</p>
<p style="text-align: center;">補助金の返還</p>		<p>7年間の実績報告実施によって対象条件に適合しなくなったことが確認できた場合、補助金の返還・停止                      *他市町村への移転、雇用の減少、当該補助金で整備した施設の譲渡、貸与等</p>

- |       |   |
|-------|---|
| 農業法人  | 農地所有適格法人及び一般農業法人のこと   |
| 設 立   | 都農町内に法人を設立すること  |
| 規模拡大  | 都農町内の農業法人が都農町内で農業法人施設等の規模拡大を行うこと  |
| 農業施設等 | 農業生産及び生産物の調製や貯蔵等に利用される施設、機械   |
| 新規雇用者 | 農業法人の設立及び規模拡大に伴い新たに雇用された者で、当該農業法人等に継続して雇用されている者(厚生年金保険法 昭和29年法律第115号 第9条に規定する者) |